

【概要版】

姫路市
DV（配偶者等からの暴力）
対策基本計画
（第3期）

令和4年（2022年）3月

姫路市

I 計画策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、被害者やDVを目撃した子どもの心身に深い傷を残し、人格の形成や心身の成長にも影響を与えます。

この根絶に向けては、行政や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向け、継続した取組を推進していかなければなりません。

本市では、DVを取り巻く環境の変化に合わせて、相談体制を強化するとともに継続的に被害者への支援施策等を推進するため、姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）を策定し、各種施策の実施に取り組んできました。

この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等が適切に連携協力することが定められたほか、兵庫県のDV防止・被害者保護計画も改定されました。

また、JKビジネスやAV出演強要被害、人身取引被害などの新たな課題の発生やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な広がり等、社会情勢も変化しています。

この度、現行計画（第2期）の期間が満了することから、このような状況を踏まえ、相談体制の強化や被害者への支援の充実とともに、若年層に対するDVに関する教育や予防啓発を推進するなど、本市のDV対策を着実に実施していくため、第3期計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」の政策のひとつ「人権尊重社会の形成」の実現に向けた、「人権侵害への対応策の充実」に関する取組の方向性を定める計画とします。なお、策定に当たっては、「姫路市男女共同参画プラン2022」及びその他の関連計画の内容と整合を図ります。

III 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとします。なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化やDV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し等の盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

IV 計画の進捗管理

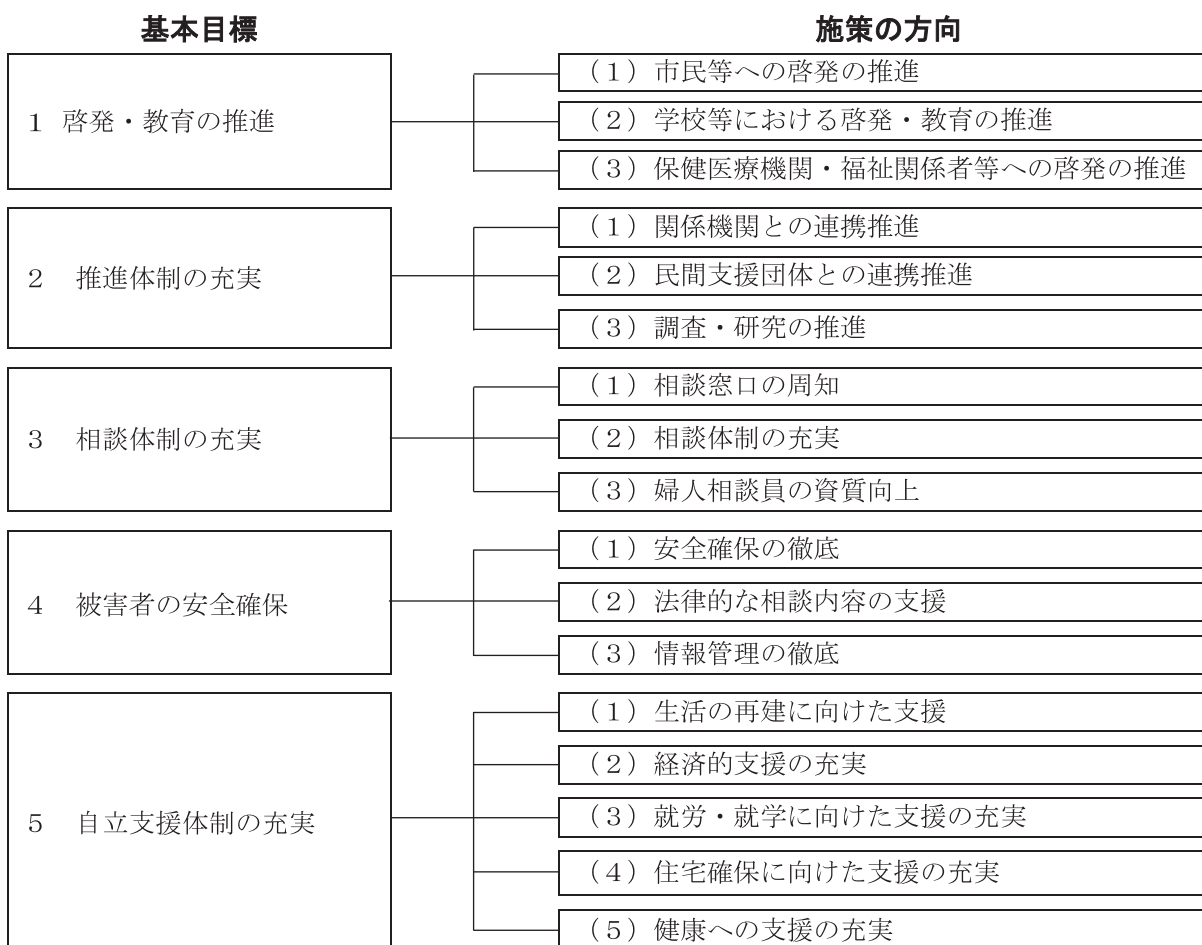
本計画に掲げる施策の進捗状況を把握するとともに、効果的な推進を図るため、次の項目について、実績の推移等を継続的に注視していきます。

	項 目	現状値（令和2年度）
1	DVに関する相談件数	延べ871件
2	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置件数	掲示 2か所 配置件数 18か所
3	デートDVに関する市政出前講座の実施回数	1回
4	保護命令申立て時の支援件数	10件
5	市職員向けの研修開催件数、受講者数	—

V 計画の推進体制

この計画を着実に推進するため、有識者や関係機関等で構成される会議において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

VI 施策の体系



Ⅶ 施策の展開

基本目標 1 啓発・教育の推進

DV防止法の施行や姫路市配偶者暴力相談支援センターの設置等に伴い、DVについての認知度及び関心は徐々に高まっています。ただ、DVは家庭内の問題と捉える傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識は依然として残っています。そのため、家庭・地域・企業等において、DVに関する一層の啓発・教育が求められています。

デートDVや将来のDVをなくすため、中学生、高校生、大学生等の若年層に対する人権の尊重やDVに対する意識啓発も重要です。

《施策の方向》

(1) 市民等への啓発の推進

- 【施策①】 家庭・地域・企業等への啓発の推進
- 【施策②】 ホームページ等による啓発の推進（拡充）
- 【施策③】 啓発ポスターの商業施設等への掲示（新規）
- 【施策④】 DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成

(2) 学校等における啓発・教育の推進

- 【施策①】 人権教育に基づく男女平等教育の推進
- 【施策②】 デートDV防止の教育の推進（拡充）
- 【施策③】 教職員等に対する啓発の推進（拡充）

(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

- 【施策①】 保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進（拡充）
- 【施策②】 市の職員への啓発の推進

基本目標 2 推進体制の充実

被害者の保護及び支援を円滑に実施するためには、国・県・市はもとより、医療機関、警察、学校、民生委員・児童委員などの関係機関が、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し取組を進める必要があります。

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが求められています。

さらには、民間支援団体との連携など効果的な自立支援策を研究していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 関係機関との連携推進

- 【施策①】 庁内連携会議等の開催
- 【施策②】 関係機関によるネットワークの充実（拡充）
- 【施策③】 県や近隣市町との連携の強化
- 【施策④】 こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）

(2) 民間支援団体との連携推進

- 【施策①】 民間支援団体との連携に向けた調査・研究（変更）

(3) 調査・研究の推進

- 【施策①】 被害者へのアンケートの実施（拡充）
- 【施策②】 DV防止や被害者への支援の調査・研究

基本目標 3 相談体制の充実

姫路市配偶者暴力相談支援センターが設置されて以降、相談件数は増加傾向にあります。

婦人相談員は、相談件数の増加や複雑多岐にわたる相談内容に適切で統一的な対応がとれるよう研修を重ね、相談員間で情報の共有化を図ることが必要です。

また、婦人相談員自身が精神的に影響を受けることもあるため、メンタルヘルスの維持や処遇困難なケースへの対応に対する連携・支援体制の構築も不可欠です。

《施策の方向》

(1) 相談窓口の周知

- 【施策①】 DV相談窓口の紹介
- 【施策②】 ホームページや冊子等の充実（拡充）
- 【施策③】 DV相談案内カードの活用
- 【施策④】 関係各課の冊子等への掲載
- 【施策⑤】 庁内相談部門等との連携

(2) 相談体制の充実

- 【施策①】 メールやSNS等を活用した相談受付の検討（新規）
- 【施策②】 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実（拡充）
- 【施策③】 外国人に対する相談の充実

- 【施策④】 要保護児童対策地域協議会の活用
- 【施策⑤】 他都市の相談体制の調査・研究（新規）

(3) 婦人相談員の資質向上

- 【施策①】 DV相談マニュアル等の活用（変更）
- 【施策②】 婦人相談員連絡協議会等の研修への参加
- 【施策③】 婦人相談員への支援の充実

基本目標 4 被害者の安全確保

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、一時保護が必要な場合、一時保護を行う県の女性家庭センター一時保護所と連携し、被害者の安全確保を最優先に考えなければなりません。

また、一時保護を必要としない場合でも、万が一に備え、警察への110番登録や避難の準備についての関係機関との連携、さらには状況に応じて裁判所が行う保護命令制度について情報提供が必要です。

《施策の方向》

(1) 安全確保の徹底

- 【施策①】 緊急時の一時保護の実施
- 【施策②】 安全な移送の実施
- 【施策③】 被害者に対する安全確保の助言
- 【施策④】 警察との緊密な連携
- 【施策⑤】 諸手続におけるワンストップサービスの実施
- 【施策⑥】 母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用

(2) 法律的な相談内容の支援

- 【施策①】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施
- 【施策②】 保護命令制度等の情報提供と助言の実施
- 【施策③】 保護命令申立て時の支援の充実

(3) 情報管理の徹底

- 【施策①】 住民基本台帳事務における閲覧等の制限
- 【施策②】 関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底

基本目標 5 自立支援体制の充実

被害者が、社会的に自立して安全な生活を送れるようにするためには、住宅の確保、就労支援、心のケアなど、様々な関係機関の支援が必要です。被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠です。

子どものいる被害者の支援にあたっては、子どもへの心理的ケアなどのフォローを充実させていくことも必要です。

《施策の方向》

(1) 生活の再建に向けた支援

- 【施策①】 市外へ転出するケースへの支援
- 【施策②】 市内に転入するケースへの支援
- 【施策③】 自立に向けた情報提供の充実（変更）
- 【施策④】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施（再掲）
- 【施策⑤】 被害者への中長期的フォローアップの実施

(2) 経済的支援の充実

- 【施策①】 ひとり親家庭が利用できる制度等の周知
- 【施策②】 養育費確保にかかる支援の実施

(3) 就労・就学に向けた支援の充実

- 【施策①】 ひとり親家庭就労支援事業等の活用
- 【施策②】 保育や就学に関する支援

(4) 住宅確保に向けた支援の充実

- 【施策①】 公営住宅の申込み等に関する情報提供
- 【施策②】 母子生活支援施設等への入所の支援

(5) 健康への支援の充実

- 【施策①】 精神的な悩みを持つ方への支援
- 【施策②】 子どもの心のケアに関する支援
- 【施策③】 保健に関する支援

姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第3期）【概要版】

姫路市 健康福祉局 保健福祉部 保健福祉政策課
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
TEL (079) 221-1532 ・ FAX (079) 221-1534